

偽造・変造処方せん警戒中

処方せんは正しく使いましょう！

処方せんをコピーしたり、お薬を書き加えたり修正して薬局に持ち込むことは偽造・変造にあたり犯罪です！

偽造・変造処方せんを発見した場合は、警察に通報します。

- ◆詐欺：刑法第246条違反（10年以下の懲役）
- ◆私文書偽造及び同行使（未遂も含む）：刑法第159条及び第161条違反（3月以上5年以下の懲役）
- ◆麻薬処方せんの偽造・変造：麻薬及び向精神薬取締法違反（1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金）
- ◆向精神薬処方せんの偽造・変造：麻薬及び向精神薬取締法違反（20万円以下の罰金）

公益社団法人 福岡県薬剤師会
福岡県保健医療介護部薬務課

